

# 湖東圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 第6回協議会 報告

日 時：令和3年5月31日（月）14：00～15：30

開催方法：Web 会議形式

本協議会は、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、湖東圏域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）と国・県が連携して、専門的な学識者等に基づく助言を受けながら、湖東圏域における愛知川、宇曾川等の洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

## 1. 開 会

構成各機関から2020年度の実績報告を実施しました。また、協議会規約の一部改正の報告と承認、愛知川沿川防災情報WGの実績報告及び流域治水プロジェクトに関する情報提供を実施しました。



## 2. 主な議事

### (1) 協議会規約の一部改正

湖東圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会における構成委員の変更について、事務局より報告がありました。

### (2) 2020年度の実績報告

2020年度に実施された検討項目について、各機関より報告がありました。

### (3) その他情報提供

流域政策局より「愛知川沿川防災情報WG」における令和2年度の実績状況として、調整会議の開催や議事・検討状況に関する説明がありました。

また、琵琶湖河川事務所より流域治水プロジェクトについて説明があり、圏域ごとのプロジェクト実施による対策の概要や、6月9日に実施予定の流域治水の事例紹介のためのシンポジウムに関する情報提供がありました。

## 2020年度の取組予定に関する意見・質疑応答

湖東圏域の取組方針に関して、滋賀県流域政策局長（協議会会長代理）、多々納教授（京都大学防災研究所教授、アドバイザー）、堀教授（京都大学防災研究所教授、アドバイザー）、甲良町長、多賀町長から、意見や質問が述べられました。

（以下、〈質問者〉からの意見・質問、〈回答者〉の返答を記します。）

### ～「要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施」に関する質疑応答・意見～

〈甲良町長〉 報告にあったとおり、昨年度末に地域防災計画上に要配慮者利用施設の位置付けを終え、今後避難確保計画の作成や訓練の実施を進めていきたい。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が令和3年度からスタートしており、本協議会での「湖東圏域の取組方針」と同様、先行して実施できる部分は進めていただくとよい。未完了の部分については、5か年スパンに置き換えて計画がスムーズに実施されるようお願いしたい。

（会長（代理）） 要配慮者への避難確保計画については、引き続き計画の策定・訓練の実施を進めていただければ幸いである。5か年の加速化対策については、国の方でも5年間で15兆円の予算が閣議決定されたことも踏まえ、本県でも積極的に活用し、進めてまいりたい。関係機関の皆様にはそちらの事業の進捗にあたってもご支援を賜れるようお願い申し上げます。

〈多々納教授〉 災害時要配慮者の避難確保計画については、以前と比較し進捗が見られることを大変嬉しく思っている。多賀町や愛荘町では、数年前から既に地域防災計画上に要配慮者利用施設の位置付けをされていたかと思うが、彦根市や甲良町、豊郷町に対してアドバイスや工夫点、苦労した点等のご助言はあるか。その辺りも含めて、協議会の場で意見交換ができるとよい。

（愛荘町） 報告で述べたとおり、高齢者施設になると、なかなか避難体制の確保が困難である。やはり地域の協力がいないことにはなかなか難しい部分があるかと思う。本町の今後の取組としては、計画策定の方法や記載すべき内容について、該当施設に職員が出向いて説明を実施するとともに、施設管理者と共に災害危険箇所等の現地確認を実施し、対策案の協議を図っていきたい。避難訓練の実施方法については、各施設の立地や特性に沿った避難支援を実施していく予定である。

〈会長（代理）〉 多賀町では5箇所中3箇所避難確保計画を作成されているとのことであるが、ご苦労された点や今後の取組に関するアドバイスがあればご教示いただきたい。

（多賀町） 以前より施設に出向き、施設管理者等へのやり取りは実施していたが、具体的に計画の策定を進めていったのは、県の担当者にお越しいただき説明等を受けた後であるので比較的最近に実施した。福祉施設でも策定が困難である所があるようなので、町の方で策定支援を実施していくことを想定している。

〈多々納教授〉 高齢者の福祉施設のみではあるが、要配慮者利用施設を対象に実施した調査では、意外とそれほど長距離の避難をしなくてもよい施設が多い結果となった。逆に、避難が必要な場合では、愛荘町の発言にもあったとおり、地域のサポー

トが極めて重要と答える施設の割合が非常に多く、理由としては、避難を確保するための人手が足りないという現状である。

したがって、特に高齢者社会福祉施設等、人手が必要となる施設の避難確保計画を作成する際には、地域のサポート等も視野に入れながら、何らかの形でご支援いただけるよう、市町からのかかわりが重要ではないかと考える。今後の検討の参考になれば幸いである。

<会長（代理）> 県としても、施設管理者向けの説明会やリスク情報の周知等を様々な場面でできる限り支援させていただきたいと考えている。

#### ～「水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用」に関する質疑応答・意見～

<堀教授> ご報告いただいたハザードマップについて、事前に各市町のホームページ等を確認させていただいた。懸念事項としては、水防法の改正以降、ハザードマップを更新された際に、想定最大規模の情報のみを掲載する市町が多少見受けられる点である。100年・200年に1度の降雨等、想定最大規模以外の降雨における、浸水の様相や、危険な箇所・度合い、避難先となる場所等の情報を整理しておくことは重要であると考えている。

具体例としては、昨年6月ごろ、福知山市で、土地区画整理事業により市が造成した住宅地を分譲販売したところ、それを購入された方が、近年発生した水害の情報等を市から伝えられなかったため、情報提供義務があったのではないかと、といった訴訟事例があり、判決の中で、注意すべきと思う内容があった。具体的には、100年に一度起こるような事象は、危機管理や人命を救う点では重要であるが、住まいや土地の購入を検討する際の意思決定としては、少し規模が大きいのではないかというものである。通常の住宅の耐用年数や、居住するであろう年数位のタイムスパンのリスクというのも必要な情報であるということが述べられていた。

当然、ハザードマップは、本当に危険な場面でどんな状況となり、どこへ避難する必要があるかということが分かることが第一であるが、土地や地域が持つ水害に対するリスクがどの程度であるかを知る手段でもあり、目的により知りたい情報が異なる。難しい所ではあるが、危機管理のためのマップを市・町民に配布すると同時に、10年・30年に1度の規模で浸水する箇所等が分かるような情報が残っている、といった工夫をしていただければ良いと感じた。

情報が増えると分かりにくくなるという懸念もあるため、雑駁な意見ではあるが、ご検討いただければ幸いである。

（会長（代理）） 各市町の方で、それぞれの確率規模でハザードマップを作成いただいているが、県の方でも、皆さんに分かりやすいものをお知らせできるよう工夫したいと考えている。

#### ～「国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防災施設整備」に関する質疑応答・意見～

<多賀町長> 河川、砂防事業について、多賀町は山間地域が多い土地柄であり、既存事業の延長、あるいは新規事業として、今までになく多くの事業を実施いただくよ

うになった。国土強靱化に関する国の取組や、その予算に則った県の方での整備を進めていただいたことについて、大変ありがたく思っている。このような事業は地域の中から出てきた事業であるので、地域の皆様にも大変喜んでいただいていると思う。また、こうした取組みが地域、多賀町の安心・安全な取組につながっていくと考えるので、今後とも、しっかりと推進していただきたい。

1 点気がかりな事項として、浚渫の取組がある。3年、5年と浚渫が滞ると、かなり土砂が堆積する。多賀町でも3箇所の浚渫をお願いしているが、しっかりと土砂を撤去していくということは、重大な災害から地域を守るための大きな取組の一つであると思っている。

ぜひ、今後とも継続的な浚渫工事を行ってもらえる体制づくりを、県としてもしっかりと進めていただきたいと考えている。

(会長(代理)) 昨年度、国において緊急浚渫推進事業というものが創設され、県でもこの事業を積極的に活用し、令和2年度から5年間の取組を進めていく。湖東管内においても、その事業を活用し、浚渫あるいは河川内の伐採を進めてまいりたいと考えている。

浚渫事業債を使用しないようなところでも、市町からの要望や地域の方々の声を聴きながら、現地調査の結果や緊急性を勘案し、しっかりと進めていく。

#### ～「関係機関の取組報告」に関する質疑応答・意見～

<多々納教授> 緊急時において、ショッピングセンター等の民間の駐車場等を用いた車の避難に関する協定等が全国各地で締結されている。本協議会等の場で、協定の締結先や退避先、好事例などの情報が共有されると良い。

<会長(代理)> 自家用車の避難場所の関係で、彦根市では民間の立体駐車場を避難場所として整備するという協定を締結しているが、こちらについて何か意見や質問等あればご発言いただきたい。

(彦根市) 令和元年東日本豪雨の際に親善都市である都市に職員を派遣した際、河川の決壊等で自家用車が被災し、被災後の生活に支障が生じていたことを確認している。その後、市の方で対応策を検討していたところ、企業側からの申し出があり、協定を締結する運びとなった。

車両の一時退避ということで、市としては、高齢者等避難の発令から解除までの使用期間を想定している。彦根市では、車中泊等による避難を想定しているわけではないが、今後、企業への備蓄品の提供等を検討していく必要もあるかと思われる。今後とも市内の企業との協定の締結を図っていきたい。

<多々納教授> しばしば議論に上がる内容としては、車両での避難中に、渋滞により逆に身動きが取れず、被災してしまうケース等が懸念されている。したがって、協定を締結した後の、活用のルールや周知の工夫が必要であるといった点は、市町のご担当者も重々承知のことかと思う。

ただ、滋賀県内で考えた場合でも、スーパーマーケットの駐車場や遊戯施設関係の駐車場等は多数ある。逆に堤防に非常に近い場所や地盤が低い場所に立地

する住宅もあり、緊急時の避難として役立つ可能性はあると考える。  
全国的にこのような活用の動きがそれなりに広がってきているようなので、今後、選択肢の一つとして、上手に組み込まれるようお考え頂きたい。  
また、顕在化する課題や問題点、改善策というものなどがあれば、このような場を活用し、共有できると良い。

<堀教授> 事前放流の話について、基準降雨量をこれから見直していくとのことであったが、そもそもこの事前放流はどの程度の規模の洪水を想定しているか、情報共有頂くことが重要かと思うので、教えていただきたい。

(事務局) 湖東圏域の具体例として、資料2の12ページ右下に、宇曾川ダム of 具体的な諸元を記載している。現状で235万 $\text{m}^3$ の洪水調節能力を有しており、これを満杯にしてしまう雨量として、表右側の基準降雨量545 $\text{mm}/24$ 時間としている。これ以上の降雨量が予測される場合に事前放流に着手するという基準としている。

<堀教授> 承知した。いわゆる異常洪水時防災操作の可能性があるときに、事前に放流しておくというイメージで相違ないか。

(事務局) 認識のとおりである。

以上